

### 静岡市博物館条例の一部改正について

静岡市博物館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年2月22日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市博物館条例の一部を改正する条例

静岡市博物館条例（平成15年静岡市条例第275号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

静岡市立登呂博物館	個人	一般	1回につき	200円
			回数券（5回分）	920円
		小学生・中学生	1回につき	50円
			回数券（5回分）	230円
	団体	一般	1人1回につき	150円

を

「

静岡市立登呂博物館	個人	一般	1回につき	300円
			回数券（5回分）	1,380円
		高校生・大学生	1回につき	200円
			回数券（5回分）	920円
		小学生・中学生	1回につき	50円
			回数券（5回分）	230円
	団体	一般	1人1回につき	220円
			高校生・大学生	1人1回につき

に、

」

		小学生・中学生	1人1回につき	80円	を
--	--	---------	---------	-----	---

		小学生・中学生	1人1回につき	80円	
静岡市立登呂博物館 静岡市立芹沢銈介美術館 (共通)	個人	一般	1回につき	570円	
		高校生・大学生	1回につき	360円	
		小学生・中学生	1回につき	120円	に
	団体	一般	1人1回につき	460円	
		高校生・大学生	1人1回につき	280円	
		小学生・中学生	1人1回につき	90円	

改め、同表備考4中「静岡市立登呂博物館にあつては小学生・中学生以外の者を、静岡市立芹沢銈介美術館にあつては」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の静岡市博物館条例別表の規定にかかわらず、この条例の施行の日前に観覧料を納付した回数券を使用して同日以後に観覧する者に係る同表に掲げる区分及び観覧料については、なお従前の例による。